



茨城県報

第 2 0 6 4 号

平成21年 3 月23日

月 曜 日

目 次

規 則

ページ

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則 (税務課) 2

茨城県核燃料等取扱税条例施行規則 (税務課) 2

告 示

障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (障害福祉課)24

障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の指定 (障害福祉課)24

大規模小売店舗の新設の届出 (中小企業課)24

大規模小売店舗立地法に基づく意見に係る公告 (5 件) (中小企業課)25

県営土地改良事業の工事の完了 (農村計画課)31

道路の区域の変更 (5 件) (道路維持課)31

道路の供用の開始 (3 件) (道路維持課)33

自転車専用道路等の指定 (道路維持課)34

水位情報周知河川の区間の指定 (河川課)34

水位情報周知河川の区間の変更 (河川課)35

浸水想定区域の指定 (河川課)36

土地区画整理組合の解散の認可 (2 件) (都市整備課)37

事業計画の変更の認可 (3 件) (公園街路課)38

事業計画の変更の認可 (5 件) (下水道課)39

宅地建物取引業法の規定による業務の停止 (建築指導課)42

宅地建物取引業法の規定による免許の取消し (建築指導課)42

土地改良事業に対する同意 (土地改良事務所)43

公 告

茨城県土地利用基本計画の変更 (水・土地計画課)43

鹿島臨海工業地帯南海浜第二期埋立地の譲受人の公募について (事業推進課)43

平成21年度前期技能検定実施公示 (職業能力開発課)44

平成21年度技能検定 (随時 3 級, 基礎 1 級及び基礎 2 級) 実施公示 (職業能力開発課)47

開発行為の工事完了 (10件) (建築指導課)50

入札公告 (つくば地域振興課)52

規 則

茨城県規則第12号

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県核燃料等取扱税条例の施行期日を定める規則

茨城県核燃料等取扱税条例（平成20年茨城県条例第52号）の施行期日は、平成21年 4 月 1 日とする。

茨城県規則第13号

茨城県核燃料等取扱税条例施行規則を次のように定める。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県核燃料等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、茨城県核燃料等取扱税条例（平成20年茨城県条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(条例第 2 条第16号の放射性廃棄物)

第 2 条 条例第 2 条第16号に規定する規則で定める放射性廃棄物は、次に掲げる放射性廃棄物以外の放射性廃棄物及び納税義務者が知事に申請し、その承認を受けた放射性廃棄物とする。

(1) 液体状の放射性廃棄物のうち、焼却し、又は固型化するもの

(2) 固体状の放射性廃棄物

(条例第 4 条第 3 項並びに第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の行為)

第 3 条 条例第 4 条第 3 項並びに第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

(1) 液体状の放射性廃棄物で、容器に封入し、又は容器に固型化するもの以外のものを固型化する行為

(2) 固体状の放射性廃棄物で、容器に封入し、又は容器に固型化することが著しく困難な大型機械等の放射性廃棄物又は放射能の時間による減衰を必要とする放射性廃棄物を廃棄する行為

(条例第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号の容量)

第 4 条 条例第 6 条第 1 項第 5 号及び第 6 号に規定する規則で定める容量は、当該放射性廃棄物の体積とする。

(課税標準量の端数計算)

第 5 条 条例第 6 条第 1 項第 2 号に規定する重量並びに同項第 5 号及び第 6 号に規定する容量を計算する場合において当該重量若しくは容量にキログラム若しくは立方メートル位未満第 4 位以下の端数があるとき、同項第 3 号に規定する数量を計算する場合において当該数量に立方メートル位未満第 6 位以下の端数があるとき又は同項第 4 号に規定する数量を計算する場合において当該数量に小数点以下第 5 位未満の端数があるときは、それらの端数を切り捨てる。

(様式)

第 6 条 条例第11条第 1 項及び第 2 項に規定する規則で定める申告書は、核燃料等取扱税申告書（様式第 1 号）とする。

2 条例第11条第1項及び第2項、第12条第2項並びに第14条に規定する規則で定める納付書は、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号。以下「県税条例施行規則」という。）様式第35号（ア）及び様式第35号（イ）

によるものとする。この場合において、これらの様式中

茨城	県 税
県	事務所

とあるのは

茨 城 県 総 務 部 税 務 課

と、「課税事務所」とあるのは「担当課」と、「県税事務所保管」とあるの

は「総務部税務課保管」と、「県税事務所」とあるのは「総務部税務課」とする。
当県税事務所及び県内の各県税事務所」

3 条例第12条第2項に規定する規則で定める修正申告書は、核燃料等取扱税修正申告書（様式第2号）とする。
4 条例第13条に規定する規則で定める通知書は、核燃料等取扱税更正（決定）及び加算金決定通知書（様式第3号）とする。

5 取得原価が確定しないことその他やむを得ない事由によって条例第11条第1項に規定する期間内に申告納付することができない場合における同項に規定する申告書の提出期限の延長の承認の申請は、申告書の提出期限の延長の承認申請書（様式第4号）により行うものとする。

6 前各項に定めるもののほか、核燃料等取扱税の賦課徴収に係る文書の様式は、県税条例施行規則様式第37号の2から様式第38号まで、様式第40号の2（ア）、様式第41号（ア）、様式第43号及び様式第66号によるものとする。この

場合において、県税条例施行規則様式第37号の2から様式第37号の4までの規定中
茨城県知事
茨城県 県税事務所長

あるのは「茨城県知事」と、県税条例施行規則様式第38号中「茨城県 県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、

「（不服申立てに係る教示）

1 この処分不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 審査請求書は、正副2通を当県税事務所を経由して提出してください。

（処分の取消しの訴えに係る教示）

3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他判決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

あるのは

「 (不服申立てに係る教示)

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

2 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

3 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。

(3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

」

県税条例施行規則様式第40号の2(ア)中「茨城県 県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、県税条例施行規則様式第41号(ア)中「茨城県 県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、

「 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき又は差押えに係る通知を受けた日(その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日。以下同じ。)の翌日から起算して30日を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 審査請求書は、正副2通を当県税事務所を経由して提出してください。

1 処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、上記の審査請求に対する判決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記の審査請求に対する判決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは(次の(2)又は(3)のいずれかに該当するときにあつては、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過したときを除く。)は、審査請求に対する判決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

(1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても判決がないとき。

(2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要が

とあるのは、

あるとき。

- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したとき又は差押えに係る通知を受けた日（その通知がないときは、その差押えがあつたことを知つた日。以下同じ。）の翌日から起算して30日を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

1 処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

2 処分の取消しの訴えは、上記の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するとき（次の(2)又は(3)のいずれかに該当するときにあつては、差押えに係る通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過したときを除く。）は、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

と、「県税

事務所」とあるのは「総務部税務課」と、県税条例施行規則様式第43号中「県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、県税条例施行規則様式第66号中「県税事務所長」とあるのは「茨城県知事」と、

「（不服申立てに係る教示）

1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2 審査請求書は、正副2通を当県税事務所を経由して提出してください。

と

（処分の取消しの訴えに係る教示）

3 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として（訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。）、提起することができます。ただし、上記1の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の審査請求に対する裁決があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

4 処分の取消しの訴えは、上記1の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができませ

んが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 審査請求があつた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。

あるのは

「 (不服申立てに係る教示)

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内であつても、この処分があつた日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として(訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があつたことを知つた日の翌日から起算して6月以内であつても、上記1の異議申立てに対する決定があつた日の翌日から起算して1年

- 3 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

- (1) 異議申立てがあつた日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
- (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
- (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

する。

- 7 知事は、前各項に定めるものを除くほか、核燃料等取扱税の賦課徴収に係る文書の様式について必要があるときは、県税条例施行規則の各様式について前項の例に準じて所要の調整を加えた様式によることができる。

(県税条例施行規則の規定の読替え適用)

第7条 前条に定めるもののほか、核燃料等取扱税の賦課徴収に係る県税条例施行規則の規定の適用については、県税条例施行規則第6条中「知事及び県税事務所長」とあるのは「知事」と、県税条例施行規則第7条及び第11条中「県税事務所長」とあるのは「知事」と、県税条例施行規則第14条第1項中「条例第4条第1項第8号に規定する徴収金に係るものにあつては知事に、その他のものにあつては県税事務所長」とあるのは「知事」とする。

付 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 茨城県核燃料等取扱税条例施行規則(平成16年茨城県規則第29号)の規定は、この規則の施行の日以後も、茨城県核燃料等取扱税条例(平成15年茨城県条例第76号)付則第3条第2項の規定により、同条例の規定が効力を有する限りにおいて、なおその効力を有する。

様式第 1 号 (第 6 条第 1 項関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;"> 受付印 </div>		核 燃 料 等 取 扱 税 申 告 書			
年 月 日		1 処 理 事 項	発 信 年 月 日		
茨城県知事 殿			通 信 日 付 印		確 認 印
原 子 力 事 業 者 の 所 在 地					
原 子 力 事 業 者 の 名 称 及 び 代 表 者 氏 名 印		印			
こ の 申 告 の 担 当 部 課 名 等		部 課 名			
		担 当 者 名			
		電 話 番 号			
核 燃 料 等 を 取 り 扱 う 行 為 等		核燃料の挿入 ガラス固化体の保管	使用済燃料の受入れ 放射性廃棄物の発生	高放射性廃液の保管 放射性廃棄物の保管	
区 分		課税標準額等	税率	税額 (円)	
申 告 額	核 燃 料 の 挿 入	円	$\frac{13}{100}$		
	使用済燃料の受入れ	kg	46,000円		
	高放射性廃液の保管	m ³	1,219,000円		
	高放射性廃液の保管 (2)	m ³	938,000円		
	高放射性廃液の保管 (3)	m ³	657,000円		
	ガラス固化体の保管	本	1,219,000円		
	ガラス固化体の保管 (4)	本	938,000円		
	ガラス固化体の保管 (5)	本	657,000円		
	放射性廃棄物の発生	m ³	81,100円		
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円		
	放射性廃棄物の保管 (6)	m ³	3,000円		
	合 計		/	/	
納 付 年 月 日		年 月 日			
備 考					

- 添付書類 付表第 号
- (注) 1 1の欄は、記入しないでください。
 2 「核燃料等を取り扱う行為等」の欄は、申告に係るものを で囲んでください。
 3 2の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第 3 条第 1 項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
 4 3の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第 3 条第 2 項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
 5 4の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第 3 条第 4 項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
 6 5の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第 3 条第 5 項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
 7 6の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第 3 条第 6 項の規定に該当する放射性廃棄物について記入してください。

付表第 1 号

核燃料の挿入に関する明細書

原子炉施設を設置した事業所名			
上記事業所の所在地			
核燃料の挿入年月日	使用前検査合格日	年	月 日
	定期検査最終日	年	月 日
	その他の挿入日	年	月 日から 年 月 日まで

核燃料の挿入 (新規挿入に限る。)		
原子炉名	挿入した核燃料の価額 (円)	備 考
合 計		

(注) この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 2 号

使用済燃料の受入れに関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合 計	・	

(注) この明細書は、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 3 号

高放射性廃液の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する高放射性廃液の数量 (m ³)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合計	・	
× 1 / 12	・	

(注) この明細書は、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 4 号

ガラス固化体の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管するガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備 考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合計		
× 1 / 12		

(注) この明細書は、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。

付表第 5 号

放射性廃棄物の発生に関する明細書

放射 性 廃 棄 物 の 発 生 施 設	加工施設	廃棄物管理施設	使用施設等
上記施設を設置した事業所名			
上記事業所の所在地			
課 税 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		

月	当該月において容器への封入、容器への固型化その他茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第3条に定める行為が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量及び同規則第4条に定める容量 (m ³)	左記のうち当該課税期間内における再封入に係る容量		課税標準量 (-)+ (m ³)
		再封入前の容量 (m ³)	再封入後の容量 (m ³)	
4	・ (・)	・	・	
5	・ (・)	・	・	
6	・ (・)	・	・	
7	・ (・)	・	・	
8	・ (・)	・	・	
9	・ (・)	・	・	
10	・ (・)	・	・	
11	・ (・)	・	・	
12	・ (・)	・	・	
1	・ (・)	・	・	
2	・ (・)	・	・	
3	・ (・)	・	・	
合 計	・ (・)	・	・	・

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第1号の申告書に添付して提出してください。

2 「放射性廃棄物の発生施設」の欄は、該当するものを で囲んでください。

3 の欄の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第4条に定める容量を内書きしてください。

付表第 6 号

放射性廃棄物の保管に関する明細書

放射性廃棄物を保管する事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量及び茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量 (m ³) 1	備 考
4	・ (・)	
5	・ (・)	
6	・ (・)	
7	・ (・)	
8	・ (・)	
9	・ (・)	
10	・ (・)	
11	・ (・)	
12	・ (・)	
1	・ (・)	
2	・ (・)	
3	・ (・)	
合計	・ (・)	
× 1 / 12 2	・	
課税標準 量 3	・	

- (注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 1 号の申告書に添付して提出してください。
- 2 1 の欄の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量を内書きしてください。
- 3 3 の欄には、2 の欄に記入した容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に應ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量を記入してください。

10,000 m ³ 以下の容量	100分の100
10,000 m ³ を超え20,000 m ³ 以下の容量	100分の75
20,000 m ³ を超え40,000 m ³ 以下の容量	100分の50
40,000 m ³ を超える容量	100分の25

様式第 2 号 (第 6 条第 3 項関係)



核 燃 料 等 取 扱 税 修 正 申 告 書						
年 月 日		1 処 理 事 項	発 信 年 月 日			
茨城県知事 殿			通 信 日 付 印		確 認 印	
原子力事業者の所在地						
原子力事業者の名称及び代表者氏名印						印
この申告の担当部課名等		部 課 名				
		担 当 者 名				
		電 話 番 号				
核燃料等を取り扱う行為等 (修正申告に係るもの)		核燃料の挿入 使用済燃料の受入れ 高放射性廃液の保管 ガラス固化体の保管 放射性廃棄物の発生 放射性廃棄物の保管				
区 分		修正申告額		当初申告額		差引増差額(円) (ア) - (イ) 〔この申告による納付金額〕
		課税標準額等	申告額 (円) (ア)	課税標準額等	申告額 (円) (イ)	
修 正 申 告 額	修 正 申 告 額	核 燃 料 の 挿 入		円	円	
		使用済燃料の受入れ		. kg	. kg	
		高放射性廃液の保管		. m ³	. m ³	
		高放射性廃液の保管 (2)		. m ³	. m ³	
		高放射性廃液の保管 (3)		. m ³	. m ³	
		ガラス固化体の保管		. 本	. 本	
		ガラス固化体の保管 (4)		. 本	. 本	
		ガラス固化体の保管 (5)		. 本	. 本	
		放射性廃棄物の発生		. m ³	. m ³	
		放射性廃棄物の保管		. m ³	. m ³	
		放射性廃棄物の保管 (6)		. m ³	. m ³	
		合 計		/		/
増差税額納付年月日		年 月 日				
備考						

- 添付書類 付表第 号
- (注) 1 1の欄は、記入しないでください。
 2 「核燃料等を取り扱う行為等」の欄は、修正申告に係るものを で囲んでください。
 3 2の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第3条第1項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
 4 3の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第3条第2項の規定に該当する高放射性廃液について記入してください。
 5 4の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第3条第4項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
 6 5の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第3条第5項の規定に該当するガラス固化体について記入してください。
 7 6の欄は、茨城県核燃料等取扱税条例付則第3条第6項の規定に該当する放射性廃棄物について記入してください。

付表第 1 号

核燃料の挿入に関する明細書

原子炉施設を設置した事業所名			
上記事業所の所在地			
核燃料の挿入年月日	使用前検査合格日	年	月 日
	定期検査最終日	年	月 日
	その他の挿入日	年	月 日から 年 月 日まで

核燃料の挿入		
原子炉名	挿入した核燃料の価額 (円)	備 考
合 計		

- (注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。
- 2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 2 号

使用済燃料の受入れに関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月において受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量 (kg)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合 計	・	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 3 号

高放射性廃液の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する高放射性廃液の数量 (m ³)	備 考
4	・	
5	・	
6	・	
7	・	
8	・	
9	・	
10	・	
11	・	
12	・	
1	・	
2	・	
3	・	
合計	・	
× 1 / 12	・	

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 4 号

ガラス固化体の保管に関する明細書

再処理施設を設置した事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管するガラス固化体に係る容器の数量 (本)	備 考
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
1		
2		
3		
合計		
× 1 / 12		

(注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。

2 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 5 号

放射性廃棄物の発生に関する明細書

放射 性 廃 棄 物 の 発 生 施 設	加工施設	廃棄物管理施設	使用施設等
上記施設を設置した事業所名			
上記事業所の所在地			
課 税 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで		

月	当該月において容器への封入、容器への固型化その他茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第3条に定める行為が行われた放射性廃棄物に係る当該容器の容量及び同規則第4条に定める容量 (m ³)	左記のうち当該課税期間内における再封入に係る容量		課税標準量 (-)+ (m ³)
		再封入前の容量 (m ³)	再封入後の容量 (m ³)	
4	・ (・)	・	・	
5	・ (・)	・	・	
6	・ (・)	・	・	
7	・ (・)	・	・	
8	・ (・)	・	・	
9	・ (・)	・	・	
10	・ (・)	・	・	
11	・ (・)	・	・	
12	・ (・)	・	・	
1	・ (・)	・	・	
2	・ (・)	・	・	
3	・ (・)	・	・	
合 計	・ (・)	・	・	・

- (注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第2号の修正申告書に添付して提出してください。
- 2 「放射性廃棄物の発生施設」の欄は、該当するものを で囲んでください。
- 3 の欄の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第4条に定める容量を内書きしてください。
- 4 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

付表第 6 号

放射性廃棄物の保管に関する明細書

放射性廃棄物を保管する事業所名	
上記事業所の所在地	
課 税 期 間	年 月 日から 年 月 日まで

月	当該月の末日において保管する放射性廃棄物に係る容器の容量及び茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量 ₁ (m ³)	備 考
4	・ (・)	
5	・ (・)	
6	・ (・)	
7	・ (・)	
8	・ (・)	
9	・ (・)	
10	・ (・)	
11	・ (・)	
12	・ (・)	
1	・ (・)	
2	・ (・)	
3	・ (・)	
合計	・ (・)	
× 1 / 12 2	・	
課税標準 量 ₃	・	

- (注) 1 この明細書は、事業所ごとに記載し、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則様式第 2 号の修正申告書に添付して提出してください。
 2 1 の欄の括弧内には、茨城県核燃料等取扱税条例施行規則第 4 条に定める容量を内書きしてください。
 3 3 の欄には、2 の欄に記入した容量を次の表の左欄に掲げる容量の区分によって区分し、当該区分に応ずる同表の右欄に掲げる率を乗じて計算した容量の合計量を記入してください。

10,000 m ³ 以下の容量	100分の100
10,000 m ³ を超え20,000 m ³ 以下の容量	100分の75
20,000 m ³ を超え40,000 m ³ 以下の容量	100分の50
40,000 m ³ を超える容量	100分の25

- 4 数値は修正申告に係るものを記入し、当初申告に係る付表の写しを添付してください。

様式第 3 号 (第 6 条第 4 項関係)

核燃料等取扱税更正 (決定) 及び加算金決定通知書				
				年 月 日
納税者 (原子力事業者の所在地) (原子力事業者の名称及び代表者氏名) 殿				
				茨城県知事 印
次のとおり核燃料等取扱税を更正 (決定) し、併せて、これに伴う加算金を決定しましたので、通知します。 この不足税額及び加算金の納期限は、 年 月 日と指定しましたから、納付書により納付してください。				
更正・決定に係る核燃料等を取り扱う行為等				
更正・決定 に係る行為 等年月日	核燃料の挿入年月日	年 月 日から	年 月 日まで	
	課税期間	年 月 日から	年 月 日まで	
区 分	課 税 客 体	課税標準額等	税 率	税額 (円)
更 正 決 定 額 (ア)	核燃料の挿入	円	13 / 100	
	使用済燃料の受入れ	kg	46,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,219,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	938,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	657,000円	
	ガラス固化体の保管	本	1,219,000円	
	ガラス固化体の保管	本	938,000円	
	ガラス固化体の保管	本	657,000円	
	放射性廃棄物の発生	m ³	81,100円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,000円	
既に納付の確定した額 (イ)	核燃料の挿入	円	13 / 100	
	使用済燃料の受入れ	kg	46,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,219,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	938,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	657,000円	
	ガラス固化体の保管	本	1,219,000円	
	ガラス固化体の保管	本	938,000円	
	ガラス固化体の保管	本	657,000円	
	放射性廃棄物の発生	m ³	81,100円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円	
	放射性廃棄物の保管	m ³	3,000円	
差引不足税額 (ア) - (イ) (ウ)	核燃料の挿入	円	13 / 100	
	使用済燃料の受入れ	kg	46,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	1,219,000円	
	高放射性廃液の保管	m ³	938,000円	

高放射性廃液の保管	m ³	657,000円	
ガラス固化体の保管	本	1,219,000円	
ガラス固化体の保管	本	938,000円	
ガラス固化体の保管	本	657,000円	
放射性廃棄物の発生	m ³	81,100円	
放射性廃棄物の保管	m ³	3,900円	
放射性廃棄物の保管	m ³	3,000円	
		合 計 額	

区 分	基礎となる額 (円)	乗ずる率	金 額 (円)
(工)		/ 100	
(オ)		/ 100	
(カ)		/ 100	
納付すべき合計額 (ウ) + (工) + (オ) + (カ)			
申告書提出期限	年 月 日	申告書提出年月日	年 月 日

不足税額については、申告納付期限 (年 月 日) の翌日から納付の日までの期間に応じ、次により計算した延滞金額を加算して納付しなければなりません。

- 1 延滞金額は、不足税額について年14.6パーセントの割合で計算します。ただし、この通知書に指定された納期限までの期間及びこの納期限の翌日から1月を経過するまでの期間については、年7.3パーセント (当該期間の属する各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法 (平成9年法律第89号) 第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合は、当該商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合) の割合で計算します。
- 2 上記1の場合において、不足税額に1,000円未満の端数があるとき又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てて延滞金額を計算します。
- 3 上記1及び2により計算した延滞金額に100円未満の端数があるとき又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てます。

(異議申立てに係る教示)

- 1 この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、茨城県知事に対して異議申立てをすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、異議申立てをすることができなくなります。

(処分の取消しの訴えに係る教示)

- 2 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、茨城県を被告として (訴訟において茨城県を代表する者は、茨城県知事となります。)、提起することができます。ただし、上記1の異議申立てに対する決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、上記1の異議申立てに対する決定があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 3 処分の取消しの訴えは、上記1の異議申立てに対する決定を経た後でなければ提起することができませんが、次の(1)から(3)までのいずれかに該当するときは、異議申立てに対する決定を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - (1) 異議申立てがあった日の翌日から起算して3月を経過しても決定がないとき。
 - (2) 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - (3) その他決定を経ないことにつき正当な理由があるとき。

様式第 4 号 (第 6 条第 5 項関係)



申告書の提出期限の延長の承認申請書			
年 月 日	処 理 事 項	発 信 年 月 日	
茨城県知事 殿		通 信 日 付 印	確 認 印
原子力事業者の所在地			
原子力事業者の名称 及び代表者氏名印		印	
この申告の担当部課名等	部 課 名		
	担 当 者 名		
	電 話 番 号		
年 月 日から 年 月 日まで に係る核燃料等取扱税の申告書の提出期限を延長したいので、申請します。			
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 年 月 日 2 申告書の提出期限までに取得原価が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の 延長を必要とする理由			

- (注) 1 印の欄は、記入しないでください。
- 2 この申請書は、茨城県核燃料等取扱税条例第11条第 1 項の規定により、申告書の提出期限の延長を申請する場合に使用してください。
- 3 この申請書は、申告書の提出期限の到来する日の10日前までに提出してください。

告 示

茨城県告示第380号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第51条第1号の規定により告示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	事業者の名称	主たる事務所の所在地	指 定年月日	サービスの種類
0813100021	社会福祉法人茨城町社会福祉協議会 指定障害福祉サービス事業所	東茨城郡茨城町小堤1037 - 1	社会福祉法人茨城町社会福祉協議会	東茨城郡茨城町小堤1037 - 1	平成21年4月1日	自立訓練（生活訓練）就労移行支援

茨城県告示第381号

次の医療機関等について、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

名称	所在地	種別	主として担当する医師、薬剤師の氏名	指 定年月日
牛久東洋医学クリニック	牛久市牛久町280 イズミヤビル 1F	病院・診療所	内 海 聡	平成20年4月26日
寺島薬局笠間東店	笠間市笠間字稲荷町99 - 7	薬局（調剤）	畑 岡 茂 二	平成21年3月1日
ほし薬局石岡店	石岡市東府中13458 - 94	薬局（調剤）	久保田 良 子	平成21年3月1日

茨城県告示第382号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部中小企業課及び平成21年3月31日までの間県北地方総合事務所日立商工労働センターにおいて縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内、平成21年3月31日までは茨城県県北地方総合事務所日立商工労働センター、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社しまむら

代表取締役 野 中 正 人

(2) 住所

埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ファッションセンターしまむら北茨城店

北茨城市中郷町上桜井字道ノ下2275番

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社しまむら	埼玉県さいたま市北区宮原町二丁目19番 4号	野 中 正 人

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年11月11日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,244㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数	51台
イ 駐輪場の収容台数	33台
ウ 荷さばき施設の面積	76㎡
エ 廃棄物等の保管施設の容量	40㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前10時

(閉店時刻) 午後 8 時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 9 時30分 ~ 午後 8 時30分

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

2 箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

24時間

3 届出年月日

平成21年 3月10日

茨城県告示第383号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間、平成21年 3月31日までは県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成21年 3月23日

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ 元吉田店

水戸市元吉田町1562番地 2

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成21年 2月26日

イ 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
小泉 進	石岡市東光台 1 - 1 - 5		退店	平成19年 4月30日
朝日製菓株式会社	水戸市堀町951	田 所 幸 雄	退店	平成18年 2月28日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
有限会社朝日屋	水戸市本町 3 丁目 9 番地 3 号	長谷川 保 夫	新規	平成19年 5月10日

(3) 届出年月日

平成21年 2月 9日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第384号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間、平成21年 3月31日までは県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブけやき台店

水戸市けやき台 3 丁目38番地 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成21年 2月26日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 蓼 沼 弘 治

(変更後) 代表取締役 荻 澤 誠

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治	代表者名	平成20年 5月26日
株式会社いいの	埼玉県戸田市笹目 3丁目18番12号	飯 野 忠	退店	平成18年 2月28日
松原陽一郎	日立市成沢町 2丁目 7番 8号		退店	平成20年 9月27日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地の 1	荻 澤 誠		
あさ川製菓株式会社	水戸市元石川町富士山325 - 19	桐 村 幸 雄	新規	平成18年 3月14日
有限会社バラ屋	水戸市千波町423	嶋 田 孝	新規	平成21年 2月 6日

(3) 届出年月日

平成21年 2月 9日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第385号

大規模小売店舗立地法 (平成10年法律第91号) 第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間、平成21年 3月31日までは県北地方総合事務所商工労政課、平成21年 4月 1 日以降は茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

セイブ 袴塚店

水戸市袴塚 2 - 4 - 56

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

変更の届出 (第 6 条第 1 項)

平成21年 2月26日

イ 変更しようとする事項

(ア) 大規模小売店舗を設置する者 (法人にあっては代表者の氏名)

(変更前) 代表取締役 蓼 沼 弘 治

(変更後) 代表取締役 荻 澤 誠

- (イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
(変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地 1	蓼 沼 弘 治	代表者名	平成20年 5月26日
株式会社フクダヤ	水戸市大工町 2丁目 1番30号	廣 瀬 清 一	退店	平成15年 6月30日
有限会社本田生花苑	石岡市杉並 1丁目 6番38号	本 田 文 三	退店	平成17年 2月28日

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者氏名	届出事項	変更年月日
株式会社セイブ	水戸市住吉町284番地の 1	荻 澤 誠		
株式会社ふくや	那珂市菅谷2537 - 1	福 田 昌 弘	新規	平成15年 7月 1日
栗又 榮	笠間市石井1151 - 17		新規	平成17年 3月 1日

- (3) 届出年月日

平成21年 2月 9日

2 市町村の意見

特になし

茨城県告示第386号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から 1 月間、平成21年 3月31日までは県北地方総合事務所日立商工労働センター、平成21年 4月 1日以降は茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

- (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) サンキ北茨城ショッピングセンター

北茨城市中郷町上桜井字川田2048番 外

- (2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第 5 条第 1 項）

平成20年12月18日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社三喜	千葉県柏市中央町 2番 8号	八木下 眞 司
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年 8月 4日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

3,581㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 170台
- (イ) 駐輪場の収容台数 152台
- (ウ) 荷さばき施設の面積 120㎡
- (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 18㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 - (開店時刻) 午前10時
 - (閉店時刻) 午後 9 時
- (イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
 - 午前 9 時30分～午後 9 時30分
- (ウ) 駐車場の出入口の数
 - 3箇所
- (エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
 - 午前 6 時～午後10時

キ 届出年月日

平成20年12月 3 日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要	理 由
北茨城市	事業所から排出される廃棄物は、自らの責任において適正に処理すること。(当市清掃センターは、燃やせるごみ(一般廃棄物に限る。)の持ち込みは受け入れ可能です。)	市では、事業系ごみの収集等を行わないため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒の興味・関心の高い商品が陳列されるため、万引き等の心配があります。万引きへの誘惑を起こさせないような配慮(店内巡回員の配置, ミラー・防犯カメラ等の設置等)に十分取り組むこと。 ・夕方から深夜にかけて店舗先, 駐車場にたむろする者がでてくることが予想されます。ごみの散乱, 集団での非行等に発展することも考えられますので, 駐車場周辺の定期的な巡回により, トラブル等の未然防止に配慮すること。 ・児童生徒に不審な点, 行動等が見られましたら家庭ばかりではなく, 学校・警察・ 	未成年者が集う場所でもあるため, 非行防止を講ずることにより問題行動を未然に防止する。

	市学校教育課へも連絡願います。	
	搬出入車両に伴う登下校時の児童生徒の安全確保については、配慮計画に基づいて実施すること。	
	周辺地域から苦情が寄せられた時は、誠意をもって対応すること。	

茨城県告示第387号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定に基づく市町村の意見の概要について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

なお、意見書は、本日から1月間、平成21年3月31日までは県北地方総合事務所商工労政課、平成21年4月1日以降は茨城県商工労働部中小企業課において縦覧に供する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 大規模小売店舗の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

フレスポひたちおおみや
常陸大宮市宇留野3063番1 外

(2) 届出の概要

ア 届出の種類及び届出の公告日

新設の届出（第5条第1項）
平成20年11月13日

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社カスミ	茨城県つくば市西大橋599 - 1	小 濱 裕 正
未定	未定	未定

ウ 大規模小売店舗の新設をする日

平成21年7月1日

エ 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

6,558㎡

オ 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (ア) 駐車場の収容台数 397台
 (イ) 駐輪場の収容台数 190台
 (ウ) 荷さばき施設の面積 564㎡
 (エ) 廃棄物等の保管施設の容量 34㎡

カ 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

- (ア) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
 (開店時刻) 午前9時

(閉店時刻) 翌午前 0 時

(イ) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分 ~ 翌午前 0 時30分

(ウ) 駐車場の自動車の出入口の数

5 箇所

(エ) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 2 時 ~ 午後 9 時

キ 届出年月日

平成20年10月30日

2 市町村の意見

市 町 村 名	意 見 の 概 要
常陸大宮市	騒音、交通渋滞等に関し、地域住民から苦情があった場合や、開店後の実態が事前の調査・予測と大きく乖離した場合には、再調査、再予測を行うなどして、追加的対応策を講ずるよう努めること。

茨城県告示第388号

平成 9 年 2 月 5 日付けで計画を確定した県営神岡上地区土地改良事業（ほ場整備）については、平成20年 3 月31日に工事が完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の 2 第 3 項の規定に基づき公告する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第389号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 道路の種類 一般国道

2 路 線 名 355号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市下市毛222番 1 地先から 笠間市笠間1316番 1 地先まで	旧 (A)	メートル 最大 27.9	メートル 1,813	
		最小 7.6		
	新 (A)	最大 27.9	1,813	
		最小 7.6		
(B)	最大 34.0	2,001	バイパス	
	最小 16.0			

茨城県告示第390号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 355号
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
笠間市下市毛222番1地先から 笠間市笠間1316番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 27.9	1,813	
		最小 7.6		
		最大 34.0	2,001	
	新 (B)	最大 34.0	2,001	旧道移管
		最小 16.0		

茨城県告示第391号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 水戸枝川線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
ひたちなか市枝川1418番1地先から ひたちなか市枝川1298番1地先まで ひたちなか市枝川134番1地先から ひたちなか市枝川1298番1地先まで	旧	メートル	メートル	
		最大 13.8	480	
		最小 6.7		
		最大 55.0	1,575	
	新 (B)	最大 55.0	1,575	旧道移管
		最小 15.4		

茨城県告示第392号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦稲敷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市大字時崎655番 3 地先から 稲敷市大字時崎592番18地先まで	旧 (A)	メートル 最大 7.0	メートル 315	
		最小 5.0		
	旧 (B)	最大 14.0	338	
		最小 7.0		
新 (A)	最大 7.0 最小 5.0	315	迂回路撤去	

茨城県告示第393号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成21年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 土浦稲敷線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷市大字江戸崎字戸張町通甲2678番 から 稲敷市大字江戸崎字戸張町甲2679番まで	旧	メートル 最大 8.0	メートル 5	
		最小 6.4		
	新	最大 8.0	13	
		最小 6.4		

茨城県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年 3 月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 水戸枝川線
- 2 供用開始の区間 水戸市城東 4 丁目83番 3 から
ひたちなか市枝川字上台134番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成21年 3 月27日

茨城県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 水戸枝川線
- 2 供用開始の区間 ひたちなか市枝川134番1地先から
ひたちなか市枝川281番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月27日

茨城県告示第396号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成21年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 供用開始の区間 潮来市大字永山343番地先から
潮来市大字永山159番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成21年3月23日

茨城県告示第397号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項の規定に基づき、もっぱら自転車及び歩行者の一般交通の用に供する道路の部分を次のとおり指定する。

その関係図面は、平成21年3月23日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 潮来土浦自転車道線
- 2 指定する道路の部分

区間	敷地の幅員	延長
潮来市大字永山2926番1地先から 潮来市大字永山157番3地先まで	メートル	メートル
	最大 7.2	253
	最小 4.0	

茨城県告示第398号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第2項の規定に基づき、次の河川について水位情報周知河川の区間を指定する。

平成21年3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

水位情報周知区間

	河 川 名		区 間	
			上 流 端	下 流 端
利根川水系	前 川	左岸	潮来市大洲字大洲1633番地先	潮来市潮来字大江間東3243番 2 地先 (常陸利根川合流点)
		右岸	潮来市曲松南2233番 1 地先	潮来市潮来字内洲3239番39地先 (常陸利根川合流点)
久慈川水系	久 慈 川 (大子町)	左岸	大子町大字川山字滝下1122番 1 地先 (福島県境)	大子町大字頃藤字川下709番地先
		右岸	大子町大字川山字見落1047番11地先 (福島県境)	大子町大字頃藤字館6939番 1 地先
	久 慈 川 (常陸大宮市)	左岸	常陸大宮市大字盛金字東道沢口1324番 1 地先	常陸大宮市大字辰の口字堰場2078番地先 (辰の口堰上流端)
		右岸	常陸大宮市大字盛金字森金1745番地先	常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下1199番 1 地先 (辰の口堰上流端)
	里 川	左岸	常陸太田市町屋町字ヌリコ沢1958番 2 地先	常陸太田市茅根町字川原208番地先
		右岸	常陸太田市西河内下町字日照田22番 2 地先	常陸太田市常福地町字堰の上979番 4 地先
	浅 川	左岸	常陸太田市中利員町字久根下1630番 5 地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字駄合地649番地先 (久慈川合流点)
		右岸	常陸太田市中利員町字慶安寺3014番地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字丹波川原1382番 1 地先 (久慈川合流点)
	茂 宮 川	左岸	常陸太田市大森町字元内1210番 3 地先 (亀作川合流点)	日立市久慈町 4 丁目141番地先 (国道245号)
		右岸	常陸太田市小目町字八石田3080番地先 (亀作川合流点)	日立市留町字北河原2435番17地先 (国道245号)
二級水系	関 根 川	左岸	高萩市上手綱3395番地先 (関根前川合流点)	河口
		右岸	高萩市上手綱600番地先 (関根前川合流点)	河口

茨城県告示第399号

水防法（昭和24年法律第193号）第13条第 2 項の規定に基づき，次の河川について水位情報周知河川の区間を変更する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

水位情報周知区間

(旧)

	河 川 名		区 間	
			上 流 端	下 流 端
二級水系	花 貫 川	左岸	ダムサイト	河口
		右岸	ダムサイト	河口

(新)

	河 川 名		区 間	
			上 流 端	下 流 端
二級水系	花 貫 川	左岸	高萩市大字秋山2943番地先 (常磐自動車道)	河口
		右岸	高萩市大字秋山2944番 2 地先 (常磐自動車道)	河口

茨城県告示第400号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第 1 項の規定に基づき、次の河川について浸水想定区域を指定し、その区域及び浸水した場合に想定される水深を定めたので、同条第 3 項の規定により公表する。

なお、当該区間及び当該水深を表示した図面は、茨城県土木部河川課及び常陸大宮土木事務所、大子土木事業所、常陸太田土木事務所、高萩土木事務所、潮来土木事務所に備え置いて閲覧に供する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

浸水想定区域

	河 川 名		区 間	
			上 流 端	下 流 端
利根川水系	前 川	左岸	潮来市大洲字大洲1633番地先	潮来市潮来字大江間東3243番 2 地先 (常陸利根川合流点)
		右岸	潮来市曲松南2233番 1 地先	潮来市潮来字内洲3239番39地先 (常陸利根川合流点)
久慈川水系	久 慈 川 (大子町)	左岸	大子町大字川山字滝下1122番 1 地先 (福島県境)	大子町大字頃藤字川下709番地先
		右岸	大子町大字川山字見落1047番11地先 (福島県境)	大子町大字頃藤字館6939番 1 地先

	河 川 名	区 間			
		上 流 端	下 流 端		
久 慈 川 水 系	久 慈 川 (常陸大宮市)	左 岸	常陸大宮市大字盛金字東道沢口1324番 1 地先	常陸大宮市大字辰の口字堰場2078番地先 (辰の口堰上流端)	
		右 岸	常陸大宮市大字盛金字森金1745番地先	常陸大宮市大字岩崎字入ノ内下1199番 1 地先 (辰の口堰上流端)	
	里 川	左 岸	常陸太田市町屋町字ヌリコ沢1958番 2 地先	常陸太田市茅根町字川原208番地先	
		右 岸	常陸太田市西河内下町字日照田22番 2 地先	常陸太田市常福地町字堰の上979番 4 地先	
	浅 川	左 岸	常陸太田市中利員町字久根下1630番 5 地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字駄合地649番地先 (久慈川合流点)	
		右 岸	常陸太田市中利員町字慶安寺3014番地先 (久根下橋)	常陸太田市中野町字丹波川原1382番 1 地先 (久慈川合流点)	
	茂 宮 川	左 岸	常陸太田市大森町字元内1210番 3 地先 (亀作川合流点)	日立市久慈町 4 丁目141番地先 (国道245号)	
		右 岸	常陸太田市小目町字八石田3080番地先 (亀作川合流点)	日立市留町字北河原2435番17地先 (国道245号)	
	二 級 水 系	花 貴 川	左 岸	高萩市大字秋山2943番地先 (常磐自動車道)	河口
			右 岸	高萩市大字秋山2944番2地先 (常磐自動車道)	河口
関 根 川		左 岸	高萩市上手綱3395番地先 (関根前川合流点)	河口	
		右 岸	高萩市上手綱600番地先 (関根前川合流点)	河口	

茨城県告示第401号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第45条第 2 項の規定により、日立市折笠土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第402号

土地区画整理法 (昭和29年法律第119号) 第45条第 2 項の規定により、常陸太田市滝坂土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第403号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成10年茨城県告示第 3 - 2 号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・8号 元台町河和田線
- 3 事業施行期間
平成10年 1 月 8 日から
平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし
使用の部分
なし

茨城県告示第404号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称
水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
平成13年茨城県告示第1385号
水戸・勝田都市計画道路事業
3・4・189号 泉町天王町線
- 3 事業施行期間
平成13年12月25日から
平成22年 3 月31日まで
- 4 事業地
収用の部分
変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第405号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により次の事業計画の変更を認可したので、同法第63条第 2 項で準用する同法第62条第 1 項の規定により告示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称

水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

平成15年茨城県告示第1630号

水戸・勝田都市計画道路事業

3・4・8号 元台町河和田線

3 事業施行期間

平成15年10月23日から

平成22年 3 月31日まで

4 事業地

収用の部分

変更なし

使用の部分

なし

茨城県告示第406号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第 1 項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 施行者の名称 水戸市

2 都市計画事業の種類及び名称

水戸・勝田都市計画下水道事業

水戸市第 1 号公共下水道

3 事業期間 昭和29年10月 1 日から

平成27年 3 月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

変更なし

(2) 使用の部分

昭和32年建設省告示第1676号，昭和37年建設省告示第941号，昭和42年建設省告示第2535号，昭和46年茨城県告示第1021号，昭和48年茨城県告示第358号，昭和49年茨城県告示第1029号，昭和56年茨城県告示第479号，昭和

57年茨城県告示第253号，昭和57年茨城県告示第255号，昭和61年茨城県告示第455号，平成元年茨城県告示第15号，平成元年茨城県告示第16号，平成3年茨城県告示第1385号，平成4年茨城県告示第388号，平成8年茨城県告示第1067号，平成13年茨城県告示第380号，平成13年茨城県告示第380号，平成14年茨城県告示第432号及び平成14年茨城県告示第433号の事業地に次に掲げる区域を加えた区域

水戸市大字渡里町字上河原，字下河原，字白旗山，字八幡河原，字稲荷宮，字新地，字中塙，字芦畑，字下杉，字上杉，字榎戸，字上伏木，字下伏木，字上荒田，字芦山，字下久都，字枝内，字宿，字戸崎，字六反田，字三反田，字ミタラシ，字宮下，字上石田，字下内，字上五反田，字下五反田，字赤井沼，字荒沼，字下沼，字江，字江川向，字長者山，字アラヤ，字宿屋敷，字金沢，字野木，並びに大字堀町字馬場東，字馬場西，字西原，字高野下，字大砂台，字大谷原，字高野台，字野田原，並びに大字愛宕町，ちとせ2丁目，文京1丁目，河和田2丁目，見川3丁目，見川4丁目，見川5丁目，並びに大字開江町字四反田，字寺，字馬場東，字馬場西，字芦発句，字高田，字向原，字槐戸，並びに大字中丸町字西谷津，字入山，字前田，字前田向，字札場，字谷八夕，字新山，字トチ山，並びに双葉台4丁目，双葉台5丁目，赤塚2丁目，石川1丁目，並びに大字大塚町字北原，字清水，字谷津，字池端，字釜人保，字成就院下，字大塚，字新地，字扇向，字椀内，字原谷，字中根，字表，字高根，字古谷，字井戸尻，字堂前，字前，字根柄，並びに大字河和田町字関場，字宮下，字外城，字碧川，字新田前，字下ノ内，字高野坪，字中城，字西宿，字街道端，字水窪，並びに大字見川町字丹下一ノ牧内，字丹下二ノ牧内，字カラス田，字大山台，字丹下，字矢向の各一部の区域

茨城県告示第407号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により，事業計画の変更を認可したので，同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき，次のとおり告示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 水戸市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
水戸・勝田都市計画下水道事業
水戸市第3号公共下水道
- 3 事業期間 平成4年1月20日から
平成24年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし

- (2) 使用の部分

平成14年4月8日茨城県告示第433号の事業地に(a)に掲げる区域を加える。

- (a) 水戸市吉沼町字堀ノ内，字小里道東，字堀ノ内台，字仲丸，字堀ノ内出口及び字堤後並びに渋井町字妻ノ発句，字杉山発句，字蛭田及び字寄田並びに東野町字北割及び字東山並びに塩崎町字小関，字下宿及び栗崎町字堀工尻の全部の区域並びに水戸市吉沼町字小里，字舟渡，字堀ノ内下，字河原前，字小里間，字台，字島発句，字六反町，字藤下，字仲道，字堤，字屋敷，字三四郎越及び字三角田並びに渋井町字下道添，字五反田，字堂下，字細谷田，字堂前，字塚越，字一對の口，字宮後及び字頭なし並びに浜田町字八丁目，字九丁目，字西念寿脇，字反田，字松本前，字鶴田，字勝見田，字小沼田，字宮後，字牛田，字田中後及び字宿後並びに元吉田町字上千束，字境町上及び字横宿並びに住吉町，元石川町字中牛免並びに酒門町字仲田，字太子下，字弁財天，

字坂, 字中西, 字台, 字三嶋, 字浜井場, 字太刀洗, 字荷鞍坂, 字ヒタ塚, 字薊谷原, 字石川道, 字中台, 字追坂, 字東原, 字上千束, 字中千束, 字千束, 字下千束, 字西割及び字新田並びに東野町字東谷津, 字中山, 字南割, 字東割, 字南山, 字南谷津, 字西割及び字西谷津並びに笠原町字上組, 字中組, 字下組, 字八ツ無地, 字新山及び字笠原並びに平須町字西皿久保, 字原, 字新山, 字新分附, 字原山及び字尾張猿並びに米沢町字上組, 字中組, 字下組, 字逆川及び字代官山下並びに吉沢町字西割, 字会野, 字原, 字古屋敷及び字原方付並びに小吹町字西原三ノ台, 字西原, 字下久保, 字権現前, 字後原西, 字モリコ塚, 字西本郷, 字竹上, 字東向, 字牛穴, 字道之安, 字狐塚, 字向井原, 字水戸道, 字釜場, 字新山, 字道玄防, 字水戸道向及び字離山並びに河和田町字丹下二の牧並びに見川町字丹下二ノ牧内及び字市毛山, 塩崎町字堀ノ内, 字滑川及び字下沼並びに六反田町字原付並びに百合が丘町並びに栗崎町字塚下, 字北, 字靴形, 字下ノ内, 字猿子田, 字町田, 字徳万, 字夕貝, 字新屋, 字宮前, 字関ノ上及び字島内並びに東前町字上ノ下及び下ノ内並びに大串町字小関, 字兒子墓及び字滝下並びに大場町字小山の各一部の区域

茨城県告示第408号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 古河市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
古河都市計画下水道事業
磯部都市下水路
- 3 事業期間 昭和49年 1月21日から
平成27年 3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第409号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第63条第 1 項の規定により, 事業計画の変更を認可したので, 同条第 2 項の規定において準用する同法第62条第 1 項の規定に基づき, 次のとおり告示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
筑西市公共下水道
- 3 事業期間 昭和49年 6月17日から
平成28年 3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第410号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称 筑西市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
下館・結城都市計画下水道事業
筑西市公共下水道
- 3 事業期間 平成4年1月6日から
平成28年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分
変更なし
- (2) 使用の部分
変更なし

茨城県告示第411号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第2項の規定による処分をしたので、法第70条第1項の規定により、次のとおり公告する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分年月日 平成21年 3 月13日
- 2 処分の内容 7日間（平成21年 3 月27日から同年 4 月 2 日まで）の業務の全部停止
- 3 被処分者
商号又は名称 東陽ホーム株式会社
主たる事務所の所在地 茨城県ひたちなか市外野二丁目31番13号
代表者 代表取締役 鴨志田 弘道
免許番号 茨城県知事（1）第6324号
免許年月日 平成17年 6 月16日
- 4 処分の理由 法第65条第2項第2号該当

茨城県告示第412号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第66条第1項の規定による処分をしたので、同法第70条第1項の規定

により、次のとおり公告する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 処分年月日 平成21年 3 月16日
- 2 処分の内容 免許の取消し
- 3 被処分者
商号又は名称 株式会社ミナミホーム
主たる事務所の所在地 茨城県稲敷郡阿見町阿見3018番地 3
代表者 代表取締役 葉梨 重夫
免許番号 茨城県知事 (4) 第5378号
免許年月日 平成20年 3 月20日
- 4 処分の理由 宅地建物取引業法第66条第 1 項第 3 号該当

茨城県告示第413号

土浦市から平成20年 9 月10日付けで協議のあった、農業生産基盤整備事業 (一般地帯型・農道整備事業) 谷原第 2 地区については、土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第96条の 2 第 1 項の規定により平成21年 3 月10日付けで同意した。

平成21年 3 月23日

茨城県土浦土地改良事務所長 長 洲 仁

公 告

茨城県土地利用基本計画の変更

国土利用計画法 (昭和49年法律第92号) 第 9 条第 1 項の規定により昭和50年 6 月10日付けで定めた茨城県土地利用基本計画の一部を平成21年 3 月16日付けで変更したので、同条第14項において準用する同条第13項の規定により、その要旨を公表する。

なお、関係図書は、茨城県企画部水・土地計画課及び関係市役所において一般の縦覧に供する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

変更の要旨

土地利用基本計画図

変更の内容	変更面積	関係市町村名
森林地域の縮小	12ha	下妻市、ひたちなか市

鹿島臨海工業地帯南海浜第二期埋立地の譲受人の公募について

鹿島臨海工業地帯南海浜第二期埋立地の譲受人を次のとおり公募する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 所在地

茨城県神栖市南浜

2 分譲面積等

区画 番号	所在及び地番	公簿面積 (㎡)	価 格 (円 / ㎡)
1	神栖市南浜 3 番10, 3 番48, 3 番49	2,998	11,300
4	神栖市南浜 3 番106	409	12,200
5	神栖市南浜 3 番122	402	11,700
6	神栖市南浜 3 番170	782	11,700
8	神栖市南浜 3 番117	589	12,200
13 - 1	神栖市南浜 3 番208	14,589	8,400
13 - 2	神栖市南浜 3 番209, 3 番225, 3 番226	17,999	8,400

3 譲渡条件

鹿島臨海工業地帯南海浜第二期埋立地公募要領の規定を充たすこと。

4 申込受付期間

- (1) 受付開始日 平成21年 4 月 1 日 (水)
(ただし、区画番号13 - 1 及び13 - 2 は平成21年 3 月23日 (月))
- (2) 締め切り日 毎月28日
土曜日、日曜日及び祝日を除く。

5 申込受付場所

水戸市笠原町978番 6
茨城県企画部事業推進課
電話 029 (301) 2753

6 申込受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

7 申込みに必要な書類

本県所定の様式による。

8 その他

詳細については、茨城県企画部事業推進課にお問い合わせください。

平成21年度前期技能検定実施公示

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第66条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について
次のとおり公示する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施等級の区分

1 級, 2 級, 3 級及び単一等級

2 試験の実施方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料, 実施する検定職種, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 試験手数料

16,500円 (ただし、茨城県手数料徴収条例別表第5の8の項金額の欄第1号のイに該当する者(3級を受検する高等学校、職業能力開発校等の在校生(以下「在校生」という。))は11,000円)

イ 実施する検定職種(作業)

等級	検定職種(作業)
1 級 2 級	園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、金属熱処理(一般熱処理作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、数値制御フライス盤作業、数値制御ボール盤作業、平面研削盤作業、数値制御平面研削盤作業、円筒研削盤作業、数値制御円筒研削盤作業、心無し研削盤作業、ホブ盤作業、数値制御ホブ盤作業及びマシニングセンタ作業)、放電加工(数値制御形彫り放電加工作業及びワイヤ放電加工作業)、金属プレス加工(金属プレス作業)、鉄工(製缶作業及び構造物鉄工作業)、建築板金(内外装板金作業及びダクト板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業)、切削工具研削(工作機械用切削工具研削作業)、ダイカスト(コールドチャンバダイカスト作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、電気機器組立て(変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業及び回転電機巻線製作作業)、産業車両整備(産業車両整備作業)、光学機器製造(光学ガラス研磨作業)、建設機械整備(建設機械整備作業)、婦人子供服製造(婦人子供注文服製作作業)、家具製作(家具手加工作業)、建具製作(木製建具手加工作業)、印刷(オフセット印刷作業)、プラスチック成形(射出成形作業)、強化プラスチック成形(手積み積層成形作業)、石材施工(石張り作業)、とび(とび作業)、左官(左官作業)、築炉(築炉作業)、ブロック建築(コンクリートブロック工事作業)、タイル張り(タイル張り作業)、畳製作(畳製作作業)、防水施工(ウレタンゴム系塗膜防水工事作業、アクリルゴム系塗膜防水工事作業、セメント系防水工事作業、シーリング防水工事作業及びFRP防水工事作業)、内装仕上げ施工(プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業及びボード仕上げ工事作業)、熱絶縁施工(保温保冷工事作業)、化学分析(化学分析作業)、表装(表具作業及び壁装作業)、塗装(建築塗装作業及び金属塗装作業)、広告美術仕上げ(広告面粘着シート仕上げ作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)
3 級	園芸装飾(室内園芸装飾作業)、造園(造園工事作業)、機械加工(普通旋盤作業、数値制御盤作業及びフライス盤作業)、建築板金(内外装板金作業)、工場板金(曲げ板金作業)、めっき(電気めっき作業)、仕上げ(機械組立仕上げ作業)、機械保全(機械系保全作業)、電子機器組立て(電子機器組立て作業)、フラワー装飾(フラワー装飾作業)
単一等級	路面標示施工(溶融ペイントハンドマーカール工事作業)

1 級, 2 級 39職種66作業 3 級 10職種12作業

単一等級 1 職種 1 作業

ウ 実施期日

実技試験は、平成21年6月8日(月)から平成21年9月13日(日)までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

オ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ茨城県職業能力開発協会に掲示するとともに、受検申請者あて送付します。
(ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表いたしません。)

掲示による公表は、平成21年 6月 1日 (月) から行います。

(2) 学科試験

ア 試験手数料

3,100円

イ 実施する検定職種及び実施期日

等級	検定職種 (科目)	実施期日
3 級	園芸装飾, 造園, 機械加工 (旋盤加工法及びフライス盤加工法), 建築板金 (内外装板金施工法), 工場板金 (曲げ板金加工法), めっき (電気めっき作業法), 仕上げ (機械組立仕上げ法), 機械保全, 電子機器組立て, フラワー装飾	平成21年 7月26日 (日)
1 級 2 級	造園, 金属熱処理, 金属プレス加工, 産業車両整備, 光学機器製造 (光学ガラス研磨法), プラスチック成形 (射出成形法), とび, 築炉, 防水施工 (ウレタンゴム系塗膜防水施工法, アクリルゴム系塗膜防水施工法, セメント系防水施工法, シーリング防水施工法及びFRP防水施工法), 化学分析, 塗装 (建築塗装法及び金属塗装法)	平成21年 8月23日 (日)
1 級 2 級	機械加工 (旋盤加工法, フライス盤加工法, ボール盤加工法, 研削盤加工法, 歯切り盤加工法及びマシニングセンタ加工法), 鉄工 (製缶作業法及び構造物鉄工作業法), めっき (電気めっき作業法), ダイカスト, 電子機器組立て, 建設機械整備, 婦人子供服製造 (婦人子供注文服製作法), 家具製作 (家具手加工作業法), 建具製作, 印刷, 左官, 畳製作, 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ施工法, 鋼製下地施工法及びボード仕上げ施工法), 広告美術仕上げ (広告板粘着シート仕上げ法)	平成21年 8月30日 (日)
1 級 2 級	園芸装飾, 放電加工, 建築板金, 工場板金 (曲げ板金加工法), 仕上げ, 切削工具研削 (工作機械用切削工具研削法), 電気機器組立て (変圧器組立て法, 配電盤・制御盤組立て法及び回転電機巻線製作法), 強化プラスチック成形 (積層成形法), 石材施工 (石張り施工法), ブロック建築, タイル張り, 熱絶縁施工, 表装, フラワー装飾	平成21年 9月 6日 (日)
単一等級	路面標示施工	

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

4 受検申請の手続き

(1) 提出書類

ア 技能検定受検申請書

イ 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする場合は、その資格を証明する書類

ウ 実技試験を在校生として受検する場合は、在校生であることを証明する書類

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310 - 0005 水戸市水府町864 - 4 (茨城県職業人材育成センター内)

電話 029 - 221 - 8647

(3) 受付期間

平成21年 4月 2日 (木) から 4月15日 (水) まで

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙及び受検案内は、茨城県職業能力開発協会にて配布します。なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書きし、返信用封筒 (あて先を記入し、140円切手を貼ったもの) を同封のうえ、請求してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きしてください。なお、試験の免除を受けようとするときは、その資格を証明する書類を同封してください。郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 実技試験及び学科試験の両方の免除を受ける資格がある者に係る受検申請については、1に掲げる検定職種以外の職種 (指定試験機関が実施する職種を除く。) についても受け付けます。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (前記 3(1)アに定められた額) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付してください。郵送の場合は、現金書留で納付してください。

なお、実技試験又は学科試験が免除される場合は、当該試験に係る手数料を納付する必要はありません。

また、受検申請を受け付けた後は、申請を取り下げた場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還いたしません。

6 合格の発表等

(1) 技能検定合格者の発表

3級に係るものについては、平成21年 8月28日 (金) に、その他の等級等については、平成21年10月 2日 (金) に県報でそれぞれ公示し、書面で通知します。

(2) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、3級に係るものについては平成21年 8月28日 (金) 以降に、その他の等級については平成21年10月 2日 (金) 以降に、茨城県職業能力開発協会から書面で通知します。

(3) 技能検定合格証書等の交付

1級及び単一等級の技能検定の合格者には厚生労働大臣名の、2級及び3級の技能検定の合格者には茨城県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から、技能検定の合格者に対し、合格した等級の技能士章が交付されます。

7 その他

技能検定についての不明な点は、茨城県商工労働部職業能力開発課 (電話) 029 - 301 - 3656又は、茨城県職業能力開発協会 (電話) 029 - 221 - 8647に問い合わせてください。

平成21年度技能検定 (随時 3級, 基礎 1級及び基礎 2級) 実施公示

職業能力開発促進法施行規則 (昭和44年労働省令第24号) 第66条第 3項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 実施等級の区分

随時 3 級, 基礎 1 級及び基礎 2 級

2 試験の実施方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料, 実施する検定職種, 実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 試験手数料

16,500円

イ 実施する検定職種 (作業)

等級	検定職種 (作業)
随時 3 級 基礎 1 級 基礎 2 級	さく井 (パーカッション式さく井工事作業及びロータリー式さく井工事作業), 鑄造 (鑄鉄鑄物鑄造作業, 銅合金鑄物鑄造作業及び軽合金鑄物鑄造作業), 鍛造 (ハンマ型鍛造作業及びプレス型鍛造作業), 機械加工 (普通旋盤作業及びフライス盤作業), 金属プレス加工 (金属プレス作業), 鉄工 (構造物鉄工作業), 建築板金 (ダクト板金作業), 工場板金 (機械板金作業), めっき (電気めっき作業及び溶融亜鉛めっき作業), アルミニウム陽極酸化処理 (陽極酸化処理作業), 仕上げ (治工具仕上げ作業, 金型仕上げ作業及び機械組立仕上げ作業), 機械検査 (機械検査作業), ダイカスト (ホットチャンバダイカスト作業及びコールドチャンバダイカスト作業), 機械保全 (機械系保全作業), 電子機器組立て (電子機器組立て作業), 電気機器組立て (回転電機組立て作業, 変圧器組立て作業, 配電盤・制御盤組立て作業, 開閉制御器具組立て作業及び回転電機巻線製作作業), プリント配線板製造 (プリント配線板設計作業及びプリント配線板製造作業), 冷凍空気調和機器施工 (冷凍空気調和機器施工作業), 染色 (糸浸染作業及び織物・ニット浸染作業), ニット製品製造 (丸編みニット製造作業及び靴下製造作業), 婦人子供服製造 (婦人子供既製服製造作業), 紳士服製造 (紳士既製服製造作業), 寝具製作 (寝具製作作業), 帆布製品製造 (帆布製品製造作業), 布はく縫製 (ワイシャツ製造作業), 家具製作 (家具手加工作業), 建具製作 (木製建具手加工作業), 印刷 (オフセット印刷作業), 製本 (書籍製本作業, 雑誌製本作業及び商業印刷物製本作業), プラスチック成形 (圧縮成形作業, 射出成形作業, インフレーション成形作業及びブロー成形作業), 強化プラスチック成形 (手積み積層成形作業), 石材施工 (石材加工作業及び石張り作業), パン製造 (パン製造作業), ハム・ソーセージ・ベーコン製造 (ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業), 水産練り製品製造 (かまぼこ製品製造作業), 建築大工 (大工工事作業), かわらぶき (かわらぶき作業), とび (とび作業), 左官 (左官作業), タイル張り (タイル張り作業), 配管 (建築配管作業及びプラント配管作業), 型枠施工 (型枠工事作業), 鉄筋施工 (鉄筋組立て作業), コンクリート圧送施工 (コンクリート圧送工事作業), 防水施工 (シーリング防水工事作業), 内装仕上げ施工 (プラスチック系床仕上げ工事作業, カーペット系床仕上げ工事作業, 鋼製下地工事作業, ボード仕上げ工事作業及びカーテン工事作業), 熱絶縁施工 (保温保冷工事作業), サッシ施工 (ビル用サッシ施工作業), ウェルポイント施工 (ウェルポイント工事作業), 表装 (壁装作業), 塗装 (建築塗装作業, 金属塗装作業, 鋼橋塗装作業及び噴霧塗装作業), 工業包装 (工業包装作業)

等級	検定職種 (作業)
基礎 2 級	紙器・段ボール箱製造 (印刷箱打抜き作業, 印刷箱製箱作業, 貼箱製造作業及び段ボール箱製造作業)

以上 53職種 86作業

ウ 実施期日

実技試験は, 平成21年 4月 1日 (水) から平成22年 3月31日 (水) までの間において, 別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行います。

エ 実施場所

実技試験の実施場所は, 別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

オ 問題の公表

実技試験問題は, あらかじめ受検申請者に公表します。(ただし, 一部の検定職種については, 問題の全部又は一部を公表いたしません。)

(2) 学科試験

ア 試験手数料 3,100円

イ 実施する検定職種

等級	検定職種 (科目)
随時 3 級	さく井, 鋳造, 鍛造, 機械加工 (旋盤加工法及びフライス盤加工法), 金属プレス加工, 鉄工, 建築板金 (ダクト板金施工法), 工場板金 (機械板金加工法), めっき, アルミニウム陽極酸化処理, 仕上げ, 機械検査, ダイカスト, 機械保全 (機械系保全法), 電子機器組立て, 電気機器組立て (回転電機組立て法, 変圧器組立て法, 配電盤・制御盤組立て法, 開閉制御器具組立て法及び回転電機巻線製法), プリント配線板製造, 冷凍空気調和機器施工, 染色, ニット製品製造, 婦人子供服製造, 紳士服製造, 寝具製作, 帆布製品製造, 布はく縫製, 家具製作, 建具製作, 印刷, 製本, プラスチック成形, 強化プラスチック成形, 石材施工, パン製造, ハム・ソーセージ・ベーコン製造, 水産練り製品製造, 建築大工, かわらぶき, とび, 左官, タイル張り, 配管, 型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工, 防水施工, 内装仕上げ施工, 熱絶縁施工, サッシ施工, ウェルポイント施工, 表装, 塗装 (建築塗装法, 金属塗装法, 鋼橋塗装法及び噴霧塗装法), 工業包装
基礎 1 級 基礎 2 級	さく井, 鋳造, 鍛造, 機械加工, 金属プレス加工, 鉄工, 建築板金, 工場板金, めっき, アルミニウム陽極酸化処理, 仕上げ, 機械検査, ダイカスト, 機械保全, 電子機器組立て, 電気機器組立て, プリント配線板製造, 冷凍空気調和機器施工, 染色, ニット製品製造, 婦人子供服製造, 紳士服製造, 寝具製作, 帆布製品製造, 布はく縫製, 家具製作, 建具製作, 印刷, 製本, プラスチック成形, 強化プラスチック成形, 石材施工, パン製造, ハム・ソーセージ・ベーコン製造, 水産練り製品製造, 建築大工, かわらぶき, とび, 左官, タイル張り, 配管, 型枠施工, 鉄筋施工, コンクリート圧送施工, 防水施工, 内装仕上げ施工, 熱絶縁施工, サッシ施工, ウェルポイント施工, 表装, 塗装, 工業包装
基礎 2 級	紙器・段ボール箱製造

ウ 実施日

学科試験は, 平成21年 4月 1日 (水) から平成22年 3月31日 (水) までの間において, 別途茨城県職業能力開

発協会が指定する日に行います。

エ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知します。

3 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310 - 0005 水戸市水府町864 - 4 (茨城県職業人材育成センター内)

電話 029 - 221 - 8647

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施日の30日前までです。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書 (以下「申請書」という。) の用紙は、茨城県職業能力開発協会配布します。

なお、申請書の用紙の郵送を求める場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書用紙請求」と朱書し、返信用封筒 (あて先を記入し、140円切手を貼った角2封筒) を同封のうえ、請求してください。

イ 申請書を郵送する場合は、書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書してください。

4 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額 (16,500円) 及び学科試験の手数料の額 (3,100円) を申請書に添えて納付してください。郵送の場合は、現金書留で納付してください。

5 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会から書面で通知します。

(2) 技能検定合格証書等の公付

随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定の合格者には、茨城県知事名の合格証書が交付されます。

このほか、厚生労働大臣から随時3級の合格者に対し、技能士章が交付されます。

6 その他

随時3級、基礎1級及び基礎2級の技能検定は、外国人を対象とした「研修成果の評価」又は「修得技能等の認定」に活用されるものです。

なお、不明な点については、茨城県商工労働部職業能力開発課 (電話) 029 - 301 - 3656又は茨城県職業能力開発協会 (電話) 029 - 221 - 8647に問い合わせてください。

開発行為の工事完了

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成21年 3 月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡茨城町大字長岡字矢頭4347番 7

2 事業主の住所及び氏名

東茨城郡茨城町大字長岡3481番地261

織 笠 義 則, 織 笠 美 穂

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

那珂郡東海村大字村松字宿通120番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

那珂郡東海村舟石川駅二丁目21番 6 号 (サニーフラット B - 202)

水 越 丈元誌

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

守谷市立沢字笹久保2053番 3

- 2 事業主の住所及び氏名

守谷市百合ヶ丘二丁目2697番地の 3

小 中 武 夫

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷市伊佐津字笹本3233番 1

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷市伊佐津1344番地

池 田 隆 康

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

つくばみらい市小絹字溜下207番 5 , 字溜台209番 1 の一部, 同番 2 の一部, 211番 1 , 同番 2

- 2 事業主の住所及び氏名

つくばみらい市小絹711番地 1

野 本 八 郎

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡美浦村大字木原字居継118番 3 , 同番 4

- 2 事業主の住所及び氏名

稲敷郡美浦村大字木原490番地 1

鈴 木 浩 之, 鈴 木 江 身 子

- 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

稲敷郡阿見町大字鈴木字三ヶ尻30番11

- 2 事業主の住所及び氏名

土浦市右朧3050番地 (山中住宅 6 号棟)

中 川 守, 中 川 はるみ

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

桜川市真壁町下谷貝字御天塚2396番 4, 同番 5

2 事業主の住所及び氏名

筑西市乙270番地 富士見ハイツ103

小 川 聡

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町字松ノ岡2177番21, 同番64, 同番66, 同番78, 2180番 5, 同番14, 同番15, 同番16

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町2180番地 1

相 良 茂 雄

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

猿島郡境町大字百戸字葉山1542番 1

2 事業主の住所及び氏名

猿島郡境町大字百戸1244番地内 1

松 村 直 樹

入札公告

県有地の売払いに係る一般競争入札を次により行う。

平成21年 3月23日

茨城県知事 橋 本 昌

1 入札物件 (土地)

土地の所在及び地番	種別	地目	面積
葛城一体型特定土地区画整理事業地区内 E109街区 画地	土地	宅地	3,450㎡
葛城一体型特定土地区画整理事業地区内 E110街区 画地	土地	宅地	4,942㎡

対象物件は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第98条第 1 項の規定に基づき指定された「仮換地」である。

用途地域は、近隣商業地域（建ぺい率80パーセント、容積率200パーセント）である。

対象物件は、葛城地区の南側の近隣商業地域に位置しており、2画地の一体的な土地利用を図ることにより、周辺のまちづくりの推進に資するため、一括して分譲します。各画地単独での申込みは受け付けません。

2 予定価格（最低売却価格）

888,580,000円

3 土地の用途

当該土地（2画地）を一体的に「商業・業務施設等」（以下「施設等」という。）の敷地の用途に供すること。

4 入札参加者の資格

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げるすべての要件を備えていること。

- ア 施設等の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。
- イ 土地の引渡しの日から 3 年以内に各種法令等に適合した施設等を建設し、その完了後、継続して自ら営業し、又は第三者に営業させることができる者であること。
- ウ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 4 第 1 項に規定する一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
- エ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- オ 県税の滞納がないこと。
- カ 土地売買契約締結後、茨城県の指定する日までに土地売買代金の全額を一括して支払うことができる者であること。
- キ 共同住宅を建設し、最終譲受人又は最終使用人への譲渡又は賃貸（以下「譲渡又は賃貸」という。）を行うとする場合は、ウからカまでの要件に加え、次に掲げる要件を備えていること。
 - (ア) 共同住宅の建設及び運営に係る事業を営む者又は予定者であること。
 - (イ) 土地の引渡しの日から 3 年以内に各種法令等に適合した共同住宅を建設し、その完了後、速やかに譲渡又は賃貸を行うことができる者であること。
 - (ウ) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第 3 条に規定する免許を有すること（最終譲受人への譲渡を行う場合に限る）。
- (2) 連名（連合体）で参加する場合は、すべての構成員が(1)の条件を備えていること。

5 入札説明書の配布及び入札参加資格の確認

(1) 入札説明書の配布場所

- ア 水戸市笠原町978番 6
茨城県企画部つくば・ひたちなか整備局つくば地域振興課
- イ つくば市島名2335番地（ウインズヒル 2 階）
茨城県つくばまちづくりセンター

(2) 入札説明書の配布期間

平成21年 3月23日（月）から 4月22日（水）まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで（4月22日は午後 4 時まで）。

(3) 入札参加資格確認申請書の提出

入札に参加を希望する者は、必ず入札説明書に記載してある必要書類を提出し、あらかじめ入札参加資格の確認を受けること。

- ア 受付期間 平成21年 4月21日（火）及び 4月22日（水）
- イ 受付時間 午前10時から正午まで及び午後 1 時から午後 4 時まで
- ウ 提出場所 つくば市島名2335番地（ウインズヒル 2 階）
茨城県つくばまちづくりセンター

6 入札の日時及び場所

日 時	場 所
平成21年 4月24日 (金) 午前11時	水戸市笠原町978番 6 茨城県庁舎 行政棟 1階入札室 1

7 入札の無効

入札参加資格のない者が行った入札、入札心得書に定める入札に関する条件に違反した入札及び茨城県財務規則(平成5年茨城県規則第15号)第148条各号のいずれかに該当する場合の入札は、無効とする。

8 落札者の決定方法

- (1) 予定価格以上の有効な入札を行った者のうち、最高価格の入札を行った者を落札者とする。
- (2) 入札の回数は1回とし、再度の入札は行わない。

9 入札保証金

入札参加者は、入札金額の100分の5以上の金額(1円未満切上げ)を、入札保証金として納付すること。
なお、この入札保証金には、利息を付さない。

10 契約を締結しない場合における入札保証金の帰属

落札者が県の指定した期日までに売買契約を締結しないときは、落札は無効となり、入札保証金は県に帰属する。

11 契約の締結及び売買代金の支払い

落札者は、県が示す契約条項により県と土地売買契約を締結するとともに、売買代金を県が発行する納入通知書により一括して県の指定する日までに茨城県指定金融機関に納入するものとする。

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月
休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029(301)1111(代)